

認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について

平成 25 年 2 月 12 日
住宅局 建築指導課

平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、別添のとおり、都道府県を通じて全国の特定行政庁に対し、「認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について」を発出しましたのでお知らせします。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係 長 岩瀬 基彦 (内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630

国住指第4310号
平成25年2月12日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について

2月8日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災において死者4名、負傷者8名の人的被害が発生しました。

認知症高齢者グループホームについては、平成22年3月に札幌市で発生した火災を受け、緊急点検を実施し、その後、フォローアップ調査を実施してきましたところですが、そのような中、建築基準法違反の未是正物件において、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは、誠に遺憾であります。

今回の火災被害の重大性を改めて認識いただき、消防部局及び福祉部局と連携し点検及び是正指導を行うとともに、以下のような取組により、認知症高齢者グループホームのすべての未是正物件(これまでのフォローアップ調査において点検未了のものについて点検を行い違反を確認したものを含む。)について迅速な違反是正の更なる徹底を図られるようお願いします。

- ① 所有者等に対して建築物の具体的な改善に係る計画の提出を求め、その実行を促すこと。
- ② 正当な理由なく是正が行われない事例については建築基準法第9条による違反是正命令を行うこと。

特に、今年3月1日から7日に実施する建築物防災週間等を活用し、すべての未是正物件について立入調査を行い改善計画の速やかな提出を求め、その結果(違反内容及び是正指導の内容並びに改善計画の提出の有無)について、3月22日までに当職まで報告していただくようお願いいたします。なお、すでに改善計画が提出されている物件についても、改めて計画の前倒しを指導し、是正完了まで適切にフォローアップされるようお願いいたします。

また、その他の高齢者、障害者のグループホーム等の入所施設についても過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないもの、定期報告が未提出であるもの等に重点を置いて防災査察の実施を行い、違反が確認されたものについては、迅速に同様の違反是正措置を講じるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対し、この旨を周知するようお願いいたします。

また、今回の件については、総務省消防庁、厚生労働省からも同様の通知がされていることを申し添えます。